４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第７項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第16項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第７項又は令和２年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表２記載要領

１　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあっては、第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第９項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第９項又は令和２年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表２記載要領

１　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあっては、第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　同左］